令和８年度エシカル消費 CM 作成事業　業務仕様書

１　事業の目的

「エシカル消費」は、消費者が買い物やサービスの利用を通じて、社会的課題に気づき、人・社会・地域・環境への配慮を実践し、地域の活性化や雇用の創出などに貢献する消費行動である。その第一歩は、「自分にできることは何か」を考えることである。

そこで、県民一人ひとりの「エシカル消費」に関する理解を深め、行動変容を促すことを目的とした啓発 CM を制作する。

２　業務の内容

啓発 CM の制作

①　啓発 CM の内容

・30 秒の啓発 CM を１本以上作成すること。
・県民にエシカル消費の背景や SDGs の取組との関係を周知すること。
・一人ひとりが日常的に取り組むことの大切さを伝える内容であること。
・県消費生活センターの啓発キャラクターを登場させることができる。
※本事業の目的の範囲内で使用する場合に限り、三重県消費生活センターの啓発キャラクター「ダンコムシ、えがおがえる・ゆめかえる、アン」を使用することができる。
参考資料として、県の保有するイラストデータを４点提供する。

②　用途（本委託業務以外の啓発媒体でも使用する）

映画館 CM（県内映画館）
テレビ CM（三重県を放送地域に含む）
DVD による上映（三重県が主催する啓発イベント、講演会等）
三重県ホームページ上での公開
YouTube、SNS 上での公開

③　使用期限

納品日から令和 18 年（2036 年）３月末日までの使用を可能とすること

④　形式

フル HD 以上の解像度の動画、上記用途で再生可能なサイズ及びファイル形式。
実写、アニメーション、CG 等形式は問わない。

⑤　納品期限

令和９年３月５日（金）

⑥　納品形態

・DVD２枚
・データ mp4
・Professional Disk（映画館ＣＭ、テレビＣＭとして使用可能なもの）

⑦　納品場所

三重県津市栄町１丁目 954 番地　三重県栄町庁舎３階
三重県環境生活部くらし・交通安全課消費生活センター班

⑧　映像制作にあたっての留意事項

・制作の進捗状況を適宜、報告するものとする。
・映像制作にあたっては、県担当者と十分協議するものとする。
・映像の構成上、表やイラスト、人形等の作成が必要な場合は受注者が作成すること。

⑨　成果物に係る権利等の帰属について

（１）成果物のうち新規に発生した著作物にかかる全ての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）及び成果物のうち三重県又は受託者が委託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果物の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。

（２）前項の規定により著作権を譲渡すべき著作物の著作権が受託者以外の第三者に帰属している場合は、受託者は成果物の引渡し時点までに当該著作権を取得したうえ、三重県に譲渡するものとする。

（３）成果物のうち、第１項の規定の対象外で著作権が受託者に留保されている著作物については、三重県が成果物を自ら利用するために必要な範囲において三重県及び三重県が指定する者が自由に利用（著作権法に基づく複製、翻案等を行うことをいい、以下同じ。）できるものとする。

（４）成果物のうち、第１項の規定の対象外で著作権が第三者に帰属している著作物については、受託者は、三重県が成果物を利用するために必要な範囲において三重県及び三重県が指定する者が利用することについて当該第三者の許諾を得るものとする。

（５）三重県は著作権法第 20 条第２項第３号又は第４号に該当しない場合においても、その使用のために、成果物を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。

（６）受託者は、第 1 項に基づき三重県に著作権を譲渡した著作物に関する著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を一切行使しないものとする。

（７）受託者は、第２項に基づき三重県に著作権を譲渡した著作物について、当該第三者が著作者人格権を一切行使しない旨の契約を締結するものとする。

（８）前２項の著作者人格権の不行使は、三重県が必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続するものとする。

（９）本条における著作権の譲渡、著作者人格権の不行使、著作物の利用許諾等にかかる一切の対価及び経費は契約金額に含まれているものとする。

（１０）成果物に係る意匠権、商標権等は、成果物等の引き渡しをもって、三重県に帰属するものとする。

（１１）成果物の意匠権、商標権等が受託者以外の第三者に帰属している場合、受託者は、引き渡し時点までに当該権利を取得したうえ、三重県に譲渡するものとする。（１２）上記に加え、受託者は、その他法的に保護に値するとされている第三者の権利・利益について確認し、成果物の引き渡しまでに適切な処理を行うこと。

３　委託業務に係る特記事項

契約上限額の範囲内で、本仕様書２　業務の内容に加え、本事業の目的達成に資する業務の提案がある場合は、それを妨げない。

４　委託期間

契約日から令和９年３月１９日（金）まで

５　契約上限額

1,331,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

６　業務実施上の条件

（１）委託業務の実施にあたっては、委託者と協議・連携しながら進めること。

（２）受託者は業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、委託を受けた事務に従事している者もしくは従事していた者等に対して、個人情報の取扱いに係る関係法令に違反した場合には、罰則の適用があるので、留意すること。また、個人情報の適切な管理のため、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を厳守しなければならない。

７　暴力団等の排除について

（１）受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」（以下「暴排要綱」という。）第２条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア　断固として不当介入を拒否すること。

イ　警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ　委託者に報告すること。

エ　業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

（２）受託者が（１）イ又はウの義務を怠ったときは、暴排要綱第７条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

８　その他

（１）受託者は、三重県会計規則（以下、「規則」という。）第 80 条第１項各号及び第２項に該当すると認められる場合は、契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

（２）受託者受注者が履行期限内にその義務を履行しないときは、規則第 81 条に基づき、同条第１項各号に該当する場合を除き、違約金を徴収する。

（３）受託者は、受注者の責に帰する理由により契約を解除した場合、規則第 82 条に基づき、違約金を徴収する。

（４）その他仕様書に記載がない事項については、規則の定めるところによる。